

令和5年住宅・土地統計調査

事前連絡

令和5年8月吉日
鷺越自治会広報部長 平松 信之

全国一斉に総務省の「住宅・土地統計調査」が実施されます。

鷺越地区も調査対象になっています。

全世帯ではありません。

総務大臣の定める方法により、17世帯を無作為に注出した世帯のみです。

8月下旬から9月にかけて、調査員が直接それぞれの家庭に訪問いたしますので、ご協力願います。

(詳細は別紙参照)

越 政 第 1 0 4 号
令和 5 年 8 月 1 8 日

鷺越 自治会
会長 石橋 輝弘 様

越谷市長 福田 晃
(公印省略)

令和 5 年住宅・土地統計調査への協力について (依頼)

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、市政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、総務省による住宅・土地統計調査が下記のとおり行われ、本市においては貴自治会が調査対象区域に含まれます。

つきましては、下記期間中に貴自治会区域内を調査員が訪問しますので、調査の趣旨についてご理解いただくとともに、自治会員様への周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 調査名 「令和 5 年住宅・土地統計調査」(詳細については裏面をご参照下さい)
※自治会区域内の一部世帯が対象となります。
※調査員は「調査員証」を携帯しています。
※調査票の記入方法等のお問合せは、下記で対応します。(午前 8 時～午後 9 時)
〔住宅・土地統計調査コールセンター〕 0 5 7 0 - 0 6 - 3 9 3 9

【同封の書類等】

1. 住宅・土地統計調査実施のお知らせ(チラシ)、ポスター、
※掲示や回覧等にご活用下さい

問合せ先 越谷市総合政策部政策課(統計)
電話 9 6 3 - 9 1 2 1(直通)

裏面へ続く→

■ 令和5年住宅・土地統計調査(統計法に基づき総務省が行う基幹統計調査)

1. 調査の基準日

令和5年10月1日

2. 調査の目的

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態や、現住居以外の住宅及び土地の保有状況等についての調査を行い、住生活関連諸施策の基礎資料を得る。

3. 調査の流れ

- (1)準備調査(8月下旬～9月上旬):調査員が対象調査区域を巡回し、住戸等の確認を行いながら調査実施のお知らせを配布
- (2)調査票の配布(9月中旬以降):調査員が調査対象となった世帯を訪問し、調査票を配布
- (3)回答確認状の配布(10月上旬以降):調査員が調査対象世帯を再度訪問し、回答を促すチラシを配布

4. 調査の対象(越谷市の状況)

調査地域数	374調査区	令和2年国勢調査の2,728調査区のうち、総務大臣が指定する調査区
調査対象世帯数	約6,300世帯	総務大臣の定める方法により、1調査区あたり17世帯を無作為に抽出

5. 調査事項(主なもの)

《回答者の世帯について》

- ◆世帯人員の合計 ◆各世帯員の男女の別や年齢など ◆同居世帯の有無
- ◆世帯全員の1年間の収入(税込み) など

《世帯の家計を主に支える人について》

- ◆勤めか自営か等の別 ◆通勤時間 ◆現住居への入居時期 ◆前住居 など

《現住居について》

- ◆居住室 ◆持ち家か借家かの別 ◆現住居の名義 ◆家賃・共益費等 など

《現住居の敷地について》

- ◆所有地か借地かなどの別 ◆所有地の名義 ◆敷地面積 ◆取得方法 など

6. 調査結果の利用について

- 国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の基礎資料
- 空き家等対策計画の策定の基礎資料 ●国民経済計算の推計の基礎資料 など

教えてください、おうちのこと。
暮らしやすい未来のために、
みんなの回答が必要です。



10/1日 みんなのおうち調査

私たちの住生活に役立つ
大切な調査です。

令和5年

住宅・土地統計調査



回答方法 「インターネット回答」「郵送で提出」「調査員に提出」

インターネット回答が簡単で便利!

詳しくは

住宅・土地統計調査

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>



総務省統計局・都道府県・市区町村からのお知らせです

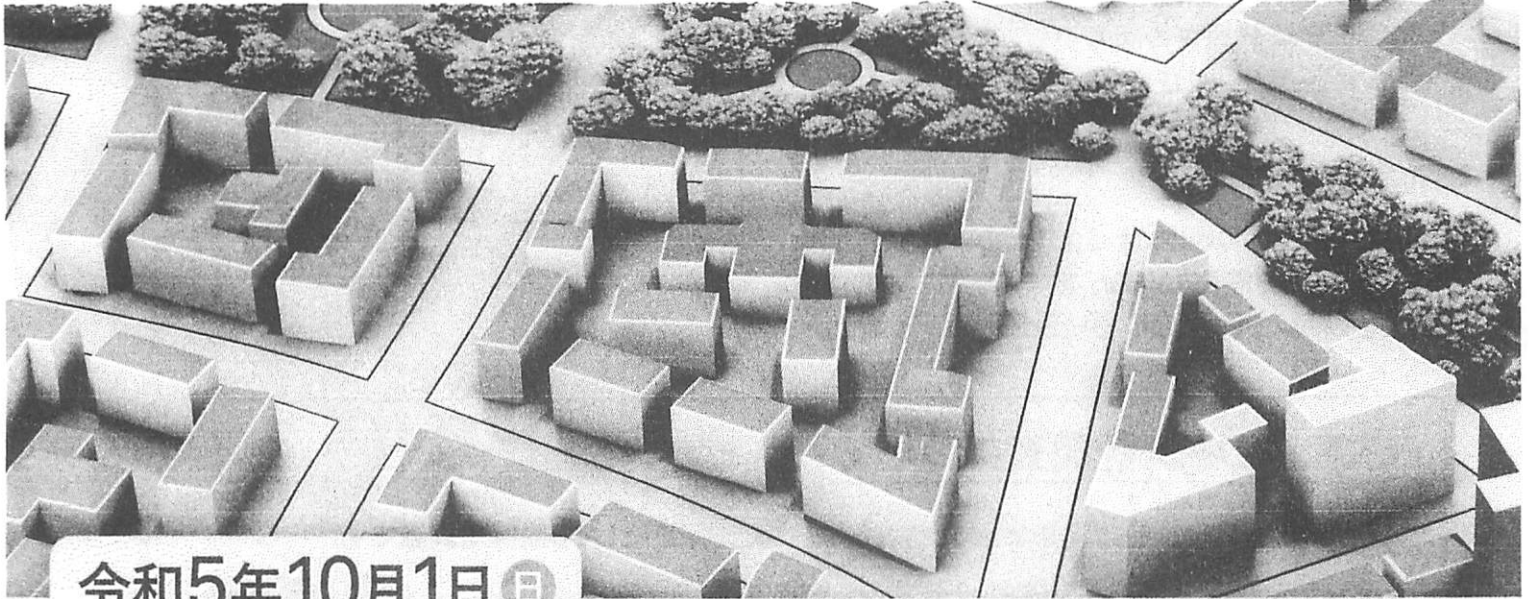




国の重要な統計調査のお知らせです



【令和5年10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します】



令和5年10月1日 日

みんなのおうち調査

住宅・土地統計調査

みなさまのお住まいになる地域が調査の対象となりました

住宅・土地統計調査は、「統計法」に基づき実施する国の重要な統計調査です。このたび、みなさまのお住まいになる地域において調査をお願いすることになりました。

この地域の中から調査をお願いする世帯が選ばれます

調査をお願いする世帯は、この地域の中から無作為に選ばれます。調査をお願いする世帯には、9月下旬から調査員が調査書類の配布にうかがいますので、その際にはご回答をお願いいたします。

※今回、調査の対象とならなかった世帯には、調査書類は配布されません。

調査をお願いする世帯に配布



(イメージ)



総務省統計局・都道府県・市区町村

詳しくは 住宅・土地統計調査



<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>



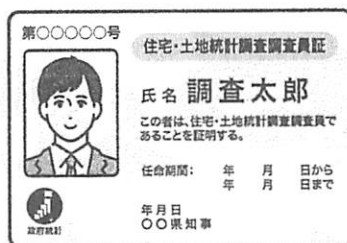
調査員は「調査員証」を携帯しています！

調査員について

住宅・土地統計調査の調査員は、都道府県知事又は市町村長によって任命された地方公務員です。

調査員のしごと

9月上旬から、この地域にある住宅数の確認などを行います。その後、9月下旬からは、実際に調査をお願いする世帯を訪問し、調査書類の配布及び収集を行います。



(様式例)



住宅・土地統計調査について

- 「統計法」により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施する調査です。
- 住生活に関する様々な施策のための基礎資料を得ることを目的としています。
- 昭和23年以来5年ごとに行われており、今回が16回目になります。
- 全国で約340万世帯を抽出して行う大規模な統計調査です。
- 調査の結果は、住生活基本計画や耐震や防災を中心とした都市計画づくりなど、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として幅広く利用されています。



住宅・土地統計調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください



- この調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール・ウェブサイトなどにご注意ください。
- この調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません。
- 不審に思った際は、お住まいの市区町村にお知らせください。

調査についてのお問合せは

住宅・土地統計調査コールセンター



0570-06-3939

IP電話の場合: 03-6706-2482 ※ おかけ間違いのないようご注意ください。

設置期間 10月27日(金)まで (土日・祝日もご利用いただけます)

受付時間 午前8時～午後9時

※ ナビダイヤルの通話料金は、固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話の場合、所定の通話料金となります。